

第2章 計画の基本的事項

第1節 国・県の動向

1. 国の動向

(1) 第四次循環型社会形成推進基本計画

国においては、「循環型社会形成推進基本法」に基づき、平成30年6月に「第四次循環型社会形成推進基本計画」を閣議決定しており、その概要は以下のとおりです。

循環型社会形成に向けた取組の中長期的な方向性

循環型社会を形成するためには、持続可能な社会の実現を見据え、循環型社会に至る中長期的方向性を各主体が共有した上で、相互に連携・協働しながら自らの役割を果たしていくことが必要不可欠となる。このような各主体の取組が着実に推進されることにより、次のような循環型社会の形成を目指す。

国の取組（抜粋）

国内における取組

- 持続可能な社会づくりとの統合的取組
- 多種多様な地域循環共生圏形成による地域活性化
- ライフサイクル全体での徹底的な資源循環
 - ① プラスチック
 - ② バイオマス（食品、木など）
 - ③ ベースメタルやレアメタル等の金属
 - ④ 土石・建設材料
 - ⑤ 温暖化対策等により新たに普及した製品や材料
- 適正処理の更なる推進と環境再生
 - ① 廃棄物等からの環境再生
 - ② 東日本大震災からの環境再生
- 万全な災害廃棄物処理体制の構築
 - ① 地方公共団体レベルでの災害廃棄物対策の加速化
 - ② 地域レベルでの災害廃棄物広域連携体制の構築
 - ③ 全国レベルでの災害廃棄物広域連携体制の構築
- 適正な国際資源循環体制の構築と循環産業の海外展開の推進
- 循環分野における基盤整備
 - ① 循環分野における情報整備
 - ② 循環分野における技術開発、最新技術の活用と対応
 - ③ 循環分野における人材育成、普及啓発等

(2) 国の基本方針

環境省では、「廃棄物処理法」第5条の2第1項の規定に基づき「廃棄物の減量その他その適正な処理に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るための基本的な方針（平成13年5月、平成28年1月変更）」を定めており、その概要は以下のとおりです。

廃棄物の減量その他その適正な処理の基本的な方向（抜粋）

廃棄物の減量その他その適正な処理に関する施策においては、基本法に定められた基本原則に則り、まず、できる限り廃棄物の排出を抑制し、次に、廃棄物となったものについては不法投棄・不適正処理の防止その他の環境への負荷の低減に配慮しつつ、再使用、再生利用、熱回収の順にできる限り循環的な利用（再使用、再生利用及び熱回収をいう。以下「適正な循環的な利用」という。）を行い、こうした排出抑制及び適正な循環的な利用を徹底した上で、なお適正な循環的な利用が行われないものについては、適正な処分を確保することを基本とする。

2. 兵庫県の動向（兵庫県廃棄物処理計画～循環型社会を目指して～）

兵庫県では、「廃棄物処理法」第5条の5の規定に基づく法定計画として、平成30年8月に「兵庫県廃棄物処理計画～循環型社会を目指して～」を策定しており、その概要は以下のとおりです。

循環型社会の実現に向けた施策展開の方向（抜粋）

■循環型社会と低炭素社会の実現

企業や県民一人ひとりが廃棄物の発生者責任を自覚し、連携しながら、それぞれの役割を果たし、一層の廃棄物の発生抑制と再使用・再生利用による物質循環の確保を図るとともに、循環型社会と低炭素社会の統合的な取組を進め、持続可能な循環型社会の実現を目指す。

目標達成に向けた施策の推進（抜粋）

廃棄物の発生抑制、再使用・再生利用（3R）の推進のための施策

■リデュース（発生抑制）、リユース（再使用）の推進

- ①ライフスタイルの変革
- ②ごみの減量化・再資源化に取り組む店舗等の指定制度の推進
- ③3キリ運動などによる食品ロス削減の推進
- ④廃棄物多量排出事業者による排出抑制
- ⑤リユースの促進

■質の高いリサイクル（再生利用）の推進

- ①廃家電回収システム（兵庫方式）の体制強化
- ②使用済小型電子機器のリサイクルの促進
- ③無許可廃家電等回収業者への対応強化
- ④資源物の分別徹底による集団回収・店頭回収の促進
- ⑤容器包装廃棄物の分別収集の促進
- ⑥オフィス等の古紙回収システムの構築

■普及啓発、意識醸成

- ①「クリーンアップひょうごキャンペーン」の実施
- ②環境学習・教育の展開

第2節 市の計画

1. 市の計画

(1) 三木市総合計画

本市では、平成19年12月に「三木市総合計画」を策定しており、その中で、行政が担うまちづくりについてはもとより、市民一人ひとりの力を合わせるまちづくりの目標を明らかにするとともに、目標を達成するための基本方針や地域主権を進めるための地域づくりの指針を示しています。

(2) 三木市創生計画 人口ビジョン・総合戦略

本市では、「くらしの豊かさを実感し、いつまでも住み続けたいまち」をめざし、人口減少に歯止めをかけ、まちの将来の展望を拓くため、平成28年3月に「三木市創生計画 人口ビジョン・総合戦略」を策定しています。その中で、平成72年における目標人口を定めた人口ビジョンとそのビジョンの実現に向けた戦略を示しています。

(3) 三木市環境総合計画

平成21年5月策定の環境総合計画は、自然との共生、清潔で快適な生活環境づくり、地球環境にやさしい循環型社会への転換、地球温暖化防止の取組を市民、事業者、行政が協働して進め、かけがえのない環境を次の世代に引き継いでいくことをめざしています。

三木市総合計画

《まちづくりの5つの柱》

- ・ふれあい人間のまち
- ・いきいき文化のまち
- ・うるおい景観のまち
- ・にぎわい交流のまち
- ・やすらぎ安心のまち

三木市創生計画 人口ビジョン・総合戦略

三木市の人口ビジョン：平成72年において5万人の人口維持を目標とします。

三木市環境総合計画

《各分野の環境目標》

自然環境：自然環境の保全と、自然とのふれあいの場づくりを推進します。

生活環境：快適な生活環境を保全します。 公害を防止します。

地球環境：循環型社会の構築を推進します。 地球温暖化防止に努めます。

環境学習：みんなでより良い環境づくりに取り組みます。

(4) 三木市都市計画マスタープラン

平成31年3月に策定された三木市都市計画マスタープランでは、令和10年を目標年次として、将来の都市構造が設定されています。

表2-1 三木市都市計画マスタープラン 都市構造の設定（抜粋）

区分		都市構造の位置づけ
ゾーン	市街地ゾーン	計画的な都市基盤の整備や都市機能の誘導により、まちの活力の維持・向上を図るゾーン。
	農業環境保全ゾーン	農地の保全と農業の振興とともに、集落における住環境の維持・向上を図るゾーン。
	自然環境保全ゾーン	森林や農地、河川など豊かな自然環境を保全・育成し、自然との共生を図るゾーン。
拠点	まちの拠点	三木駅、市役所周辺において、官公署、医療・福祉、子育て支援、商業施設などの誘導を図るエリア。
	生活拠点	主要な鉄道駅周辺において、まちの拠点を補完し、医療・福祉、子育て支援、商業施設などの誘導を図るエリア。
	コミュニティ拠点	市立公民館周辺などにおいて、生活利便施設やコミュニティ施設などの確保と居住を維持するエリア。
	レクリエーション拠点	三木山総合公園、三木山森林公園、三木ホースランドパーク、三木総合防災公園、吉川総合公園、ネスタリゾート神戸において、市民の交流、自然体験、スポーツ活動などにより賑わいの創出を図るエリア。
	産業拠点	ひょうご情報公園都市、三木工場公園において、産業機能の強化と魅力ある就業環境の創出を図るエリア。

- 市街地ゾーン
- 農業環境保全ゾーン
- 自然環境保全ゾーン
- 交通連携軸
- 鉄道軸
- 国土連携軸
- まちの拠点
- 生活拠点
- コミュニティ拠点
- レクリエーション拠点
- 産業拠点
- 市域界



図2-1 市構造図

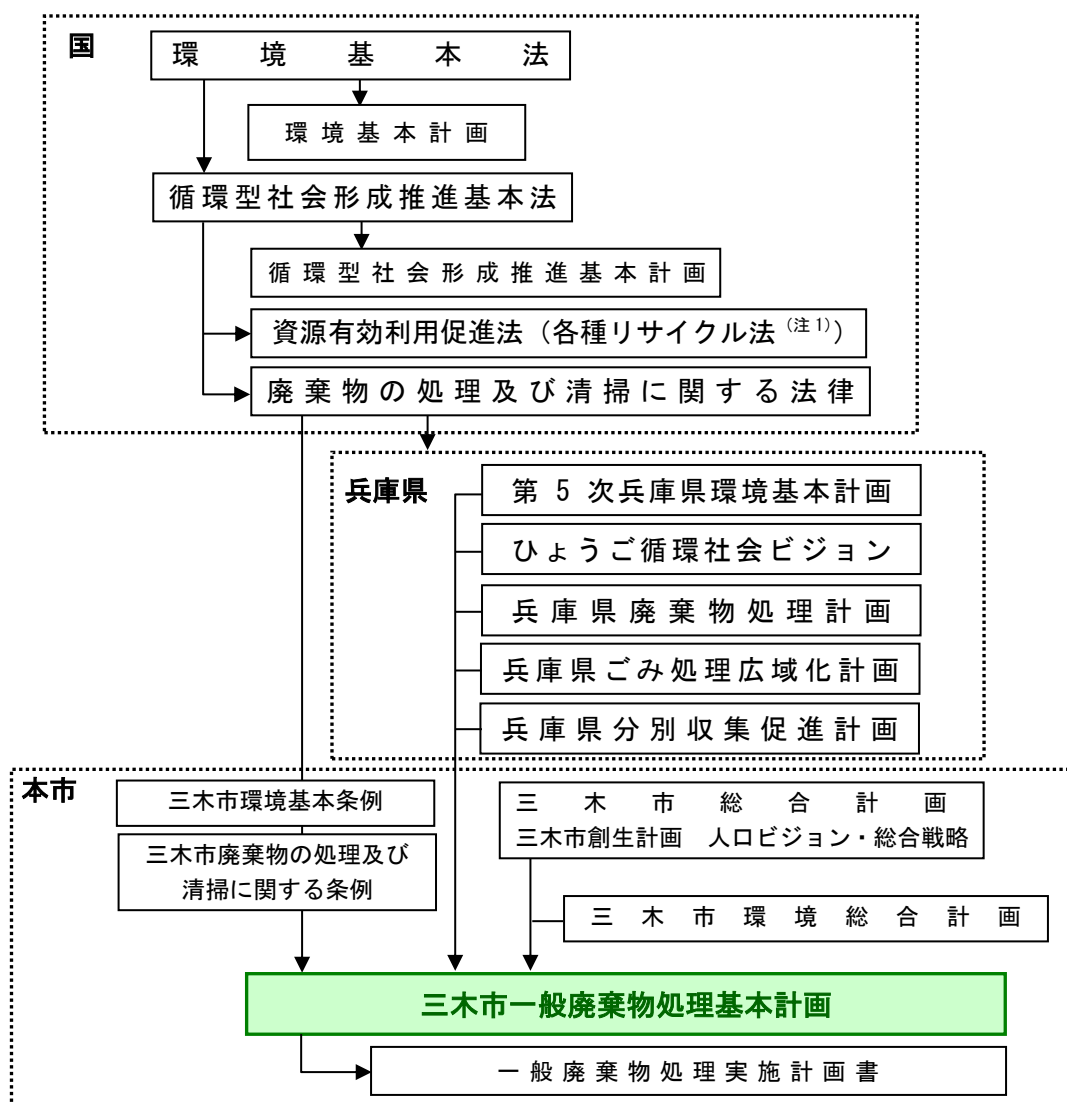
第3節 計画の概要

1. 計画の位置づけ

本計画は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（以下、「廃棄物処理法」といいます。）第6条第1項の規定に基づく法定計画です。また、廃棄物処理に関する国の方針等との整合を持たせ、本市が長期的な視点に立って一般廃棄物の排出抑制及び適正な処理を進めるための基本的な方向性を定めるものです。

また、「三木市総合計画」、「三木市環境総合計画」等を上位計画とし、「ごみ処理基本計画」と「生活排水処理基本計画」で構成しています。

なお、本計画の実施に関する具体的事項は、毎年度策定する「一般廃棄物処理実施計画」で定めます。



(注1) 容器包装リサイクル法、家電リサイクル法、食品リサイクル法、建設リサイクル法、自動車リサイクル法、グリーン購入法及び小型家電リサイクル法を示します。

図2-2 計画の位置づけ

2. 計画の構成

本計画は、ごみに関する部分（ごみ処理基本計画）と生活排水に関する部分（生活排水処理基本計画）で構成しています。ごみ処理基本計画は、ごみ処理の基本方針を定め、ごみの減量化、資源化に関する計画等を策定します。

生活排水処理基本計画は、生活排水（生活雑排水およびし尿）の処理主体別の処理計画や整備計画を踏まえて、生活排水処理の基本方針を定め、し尿・浄化槽汚泥の処理計画を策定します。

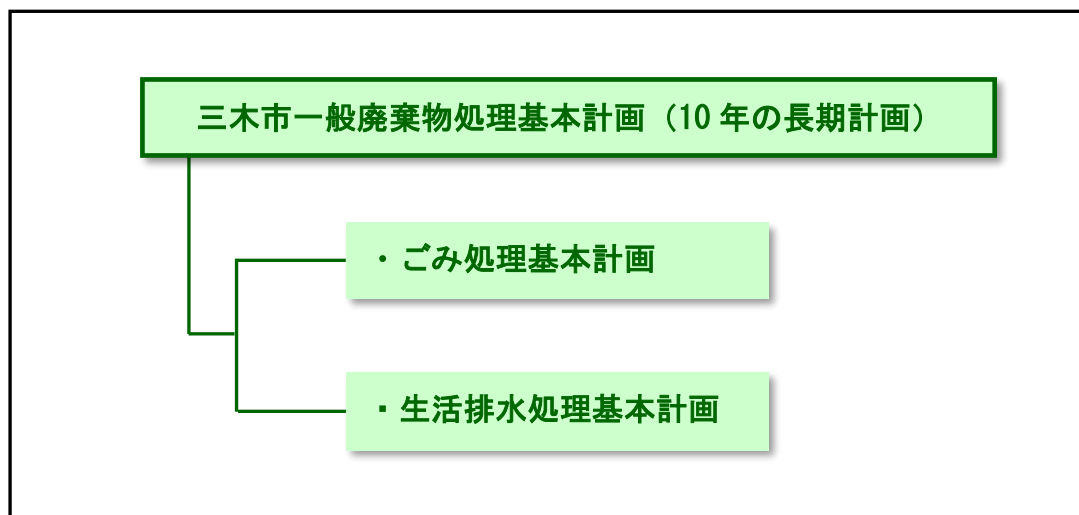


図 2-3 本計画の構成

3. 計画の範囲及び計画期間

(1) 計画対象区域

本計画の対象区域は、本市の行政区域内全域とします。

(2) 計画対象廃棄物

本計画の対象とする廃棄物は、本市で発生する一般廃棄物（ごみ・生活排水）とします。

(3) 計画期間と目標年度

計 画 の 期 間	令和元年～10年度
計画の目標年度	令和10年度
【中間目標年度：	令和5年度】

本計画の計画期間は、令和元年度から令和10年度までの10年間とします。また、令和10年度を目標年度とし、令和5年度を中間目標年度とします。

令和5年度の中間目標年度においては、ごみの減量化や資源化施策及び目標値に関する進捗状況の確認を行うとともに、本計画の評価を行います。

また、社会・経済情勢に大きな変動があった場合などは、必要に応じて計画の見直しを行います。



図 2-4 計画期間と目標年度